

回覧

あなたが使っているその運搬容器！ 安全基準に適合していますか？

ガソリン・混合油の携行缶は、金属製には KHK または UN 表示があるもの、
プラスチック製容器には UN 及び 3H1 表示があるものを使用してください。



金属製容器は容量 22ℓ



プラスチック製容器は 10ℓ
まで ※製造日から 5 年以内

ガソリン等の危険物は身近に存在し、日常生活に欠かすことのできない便利なものです。しかしながら、ひと度その取り扱いを誤ると重大な事故につながります。危険物の取り扱いに対しては、消防法により様々な規制がされており、ガソリンや灯油を収納して運搬する容器は、専用の容器に収納しなければなりません。中でもガソリンは危険性が高く、誤った容器に収納した場合は、漏洩や破裂などの重大な事故を引き起こす可能性がありますので、下記をご覧ください、危険物の適正な取り扱いをお願い致します。



ガソリン及び混合油は、性能試験をクリアしたガソリン用携行缶で購入してください。

灯油用ポリ容器やペットボトルなどに入れると、容器がガソリンに侵食されて変形し漏れ出したり、ガソリンが揮発し内圧が高くなりキャップが外れて可燃性蒸気が漏れ出る危険性があります。

また、混合油の販売用容器やエンジンオイル缶なども運搬容器には該当しますが、試験はキャップを密栓した状態で行っているのので、一度開放するとキャップを閉めたとしても衝撃等による漏洩の可能性があるため、繰り返しの使用は想定されていません。

灯油缶

軽油缶



灯油用の容器で購入・保管してください。

容器に灯油用と表示されているものを使用してください。灯油用容器に灯油以外の危険物を入れしないでください。

軽油用の容器で購入・保管してください。

容器に軽油用と表示されているものを使用してください。

お問合せ先 宇和島地区広域事務組合消防本部 予防課 (0895-22-7501)